

令和6年第9回

相良村議会12月定例会会議録

開 会 令和6年12月10日
閉 会 令和6年12月12日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職名	氏名	議席	職名	氏名	議席
議長	黒木正照	10	議員	徳田正臣	4
副議長	市岡智恵	9	議員	中村重道	5
議員	川邊一徳	1	議員	西本巳喜男	6
議員	坂田朋美	2	議員	高岡重盛	7
議員	永田博人	3	議員	小善満子	8

常任委員会構成

委員会	総務文教	産業福祉
委員長	高岡重盛	中村重道
副委員長	西本巳喜男	永田博人
委員	黒木正照	小善満子
	徳田正臣	市岡智恵
	坂田朋美	川邊一徳
定数	5人	5人

令和6年第9回 相良村議会定例会 会期日程

(会期12月10日から12月12日 3日間)

月	日	曜	種 別	内 容
12	10	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 提案理由の説明 議案第56号 (質疑) 提案理由の説明 議案第57号 (質疑) 提案理由の説明 議案第58号 (質疑) 提案理由の説明 議案第59号 (質疑) 提案理由の説明 議案第60号 (質疑) 提案理由の説明 議案第61号 (質疑) 提案理由の説明 議案第62号 (質疑) 提案理由の説明 議案第63号 (質疑) 提案理由の説明 議案第64号 (質疑) 提案理由の説明 議案第65号 (質疑) 提案理由の説明 議案第66号 (質疑) 提案理由の説明 議案第67号から議案第71号 (質疑) 提案理由の説明 議案第72号 (質疑) 提案理由の説明 議案第73号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第74号 (質疑・討論・採決) 委員会付託 議案第56号から議案第72号
			委員会	付託議案審査(連合審査)、各常任委員会
12	11	水	本会議	一般質問

1 2	1 2	木	本会議	委員会審査の結果報告（各常任委員会） 議案第 5 6 号から議案第 7 2 号 （質疑・討論・採決） 議案の上程 提出理由の説明 発委第 2 号 （質疑・討論・採決） 議員派遣の件 閉会中の継続審査及び調査申し出の件 閉会
-----	-----	---	-----	--

第9回相良村議会12月定例会会議録

令和6年12月10日（火）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和6年第9回相良村議会定例会（第1号）

令和6年12月10日
午前10時00分開会
於 会議場

開 議

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第56号 相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第57号 相良村簡易水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第58号 相良村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第59号 相良村農業集落排水事業の剰余金の処分に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第60号 相良村簡易水道及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第8 | 議案第61号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第9 | 議案第62号 相良村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第10 | 議案第63号 相良村総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第11 | 議案第64号 相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第12 | 議案第65号 相良村鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第13 | 議案第66号 令和6年度相良村一般会計補正予算（第5号） |

(質疑)

- 日程第14 議案第67号 令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第15 議案第68号 令和6年度相良村簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第69号 令和6年度相良村農業集落排水特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第17 議案第70号 令和6年度相良村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第71号 令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

(質疑)

- 日程第19 議案第72号 権利の放棄について
(質疑)
- 日程第20 議案第73号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変
更及び規約の一部変更について
(質疑・討論・採決)
- 日程第21 議案第74号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について
(質疑・討論・採決)
- 日程第22 委員会付託 議案第56号から議案第72号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 川 邊 一 徳 君 | 6番 西 本 巳喜男 君 |
| 2番 坂 田 朋 美 君 | 7番 高 岡 重 盛 君 |
| 3番 永 田 博 人 君 | 8番 小 善 満 子 君 |
| 4番 徳 田 正 臣 君 | 9番 市 岡 智 恵 君 |
| 5番 中 村 重 道 君 | 10番 黒 木 正 照 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(10名)

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| 村 長 吉 松 啓 一 君 | 建設課長 大 土 手 寛 君 |
| 教 育 長 中 村 和 弘 君 | 教育課長 出 合 宏 光 君 |
| 総 務 課 長 川 邊 俊 二 君 | 保健福祉課長 平 川 千 春 君 |
| 会 計 管 理 者 渋 谷 美 佐 江 君 | 農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君 |
| 税 務 課 長 平 田 智 博 君 | 企画商工課長 佐 竹 淑 子 君 |

5. 本会議の書記

議会事務局長 和田耕君

開会 午前 10 時 00 分

○**議長(黒木正照君)** おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和 6 年第 9 回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○**議長(黒木正照君)** 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、5 番、中村重道議員、
{「はい。」と、5 番議員。}
6 番、西本巳喜男議員、
{「はい。」と、6 番議員。}
を指名します。

日程第 2 会期の決定

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 3 日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。
{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}
異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 12 月 12 日までの 3 日間に決定しました。

日程第 3 から日程第 7 議案第 56 号から議案第 60 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 3、議案第 56 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第 7、議案第 60 号、相良村簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。
{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** おはようございます。それでは、議案第 56 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、議案第 60 号、相良村簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでを、関連がございますので、提案理由を一括してご説明申し上げます。まず初めに、議案第 56 号、相良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例は、国の公営企業会計の適用の更なる推進に基づき、簡易水道事業における公会計を、公営企業会計に移行するものでございます。現在の会計は、現金収支の把握に重きを置かれており、事業

活動による収益や試算など、把握しにくい部分がありますが、地方公営企業法と財務規定等を適用し、公営企業会計に移行することにより、収益、収支と資産的収支に区分して、経営状況や資産の状況を明確に把握することができることから、本条例を制定するものでございます。なお、条例の施行日は、令和7年4月1日で、中四浦区(大谷)に係る部分については、令和8年4月1日から施行するものでございます。次に、議案第57号、相良村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は、簡易水道事業における地方公営企業法を適用し、適正な事業の運営を図るために制定するもので、簡易水道事業における剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。次に、議案第58号、相良村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は、簡易水道事業と同様に、国の公営企業会計の適用の更なる推進に基づき、農業集落排水事業における公会計を公営企業会計に移行するものでございます。なお、条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。次に、議案第59号、相良村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は、簡易水道事業と同様に、農業集落排水事業において地方公営企業法を適用し、適正な事業の運営を図るために制定するもので、農業集落排水事業における剰余金の処分に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。最後に、議案第60号、相良村簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は、簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用することに伴い、3つの条例の一部改正と3つの条例の廃止について、一括して関係条例の整備に関する条例の制定についてと提案するものでございます。なお、条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。以上、議案第56号から議案第60号までの提案理由を一括してご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第8 議案第61号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第8、議案第61号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第61号、刑法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、懲役、禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が設置されることから、現在、制定しています関係条例を一括して改正するため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご提案するものでございます。なお、条例の施行日は、令和7年6月1日でございます。以上、議案第61号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第9 議案第62号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第9、議案第62号、相良村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第62号、相良村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、空家等対策協議会の設置の根拠となる条番号にずれが生じたので、相良村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。以上、議案第62号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、質疑いたします。せっかく条例改正案が出ておりますので、この際、今の、改めて相良村の空き家の状況と相良村の取組み、今後、空き家について、どういった方針で対策をしていくかということ、ちょっと簡潔に、お尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長、お答えいたします。

空き家の実態調査を今年度行いまして、今現在、取りまとめ中ではございますけれども、空き家の総数、速報値でまいりますと全体で207件ほどとなっております。この案件につきましては、今、精査中ですので、速報値という形でご報告させていただきます。また、今後の空き家の利活用等に関しましては、アンケートの調査の中ではなかなか、空き家を貸したい、売りたいという方が少のうございますので、その方に関しましては、丁寧に空き家バンクへの登録による利活用、また、今後、空き家を放置した場合の税の控除が受けられなくなるなどの軽減措置の制度の周知等を図り、空き家の活用に努めていきたいと思っております。また、空き家に関しては、リノベーションのほうですね、村のほうで検討しておりまして、今回の空き家の調査の中から活用できるものをピックアップしていきたいと考えております。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) 議長、以上でいいです。はい。

○議長(黒木正照君) はい。ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第10 議案第63号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第10、議案第63号、相良村総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第63号、相良村総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例等の改正は、令和6年7月1日付けの機構改革に伴い、審議会等の所管課を変更するため、現在、制定しています関係条例を一括して改正するため、相良村総合計画審議会条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。以上、議案第63号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



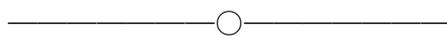
日程第11 議案第64号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第11、議案第64号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 64 号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うため、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡及しての給料表の改定、令和 6 年 12 月の期末、勤勉手当の支給率の改定及び令和 7 年 4 月 1 日からの期末、勤勉手当の支給率の改定でございます。以上、議案第 64 号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 1 2 議案第 6 5 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 12、議案第 65 号、相良村鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 65 号、相良村鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行及び鍼灸治療費支給申請を見直すため、相良村鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正及び鍼灸治療費受給券交付申請に係る事務手続きの見直しに伴い改正するものでございます。以上、議案第 65 号につきましてご説明申し上げましたが、内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 1 3 議案第 6 6 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 13、議案第 66 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 5 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 66 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第

5号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,467万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,480万6,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして64ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、議員及び特別職の手当、各科目における職員の給料、手当並びに会計年度任用職員の報酬等につきましては、議案第64号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえた補正でございます。まず、総務費関係では3,851万4,000円の増額補正ですが、70ページの総務管理費の一般管理費で、地域振興基金への積立金として1,500万円の増額補正を、71ページの企画費で、地域おこし協力隊員を任用していない4月から12月までの報酬のほか、関係経費233万5,000円の減額補正を、72ページの報償費で、ふるさと応援寄附金の謝礼として675万円、ふるさと応援寄附金の促進手数料として300万円の増額補正を、広報誌作製委託料200万円の減額補正を、川辺川魅力創造事業詳細設計等業務委託料として400万円、移住定住促進事業補助金として250万円の増額補正を、情報通信施設管理費で、伝送路等修繕として100万円の増額補正を、73ページの税務費の税務総務費で、定額減税補足給付金システム改修業務委託料として170万3,000円の増額補正を、74ページの戸籍住民基本台帳費で、個人番号申請用タブレット購入費として49万3,000円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では948万9,000円の増額補正ですが、77ページの社会福祉費の社会福祉総務費の繰出金で、減額が見込まれる低所得者介護保険料軽減繰出金として152万9,000円の減額補正を、78ページの障害者福祉費で、更生医療給付事業のほか、実績額が確定しました県への返還金として178万8,000円の増額補正を、後期高齢者医療事業費で、減額が見込まれる保険基盤安定繰出金182万6,000円の減額補正を、児童福祉費の児童福祉総務費で、79ページの扶助費で、増加が見込まれる障害福祉サービス費として760万円の増額補正を、児童措置費で、児童手当法施行規則の改正に伴う児童手当として850万円の増額補正などをお願いするのが主なものでございます。次に、衛生費関係では670万1,000円の増額補正ですが、80ページの保健衛生費の保健衛生総務費の繰出金で、簡易水道特別会計への繰出金として363万7,000円の増額補正を、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など、実績額確定に伴う国庫支出返還金として224万6,000円の増額補正を、健康増進費で、減額が見込まれる健康診査委託料100万円の減額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では232万8,000円の減額補正ですが、81ページの農業費の畜産業費で、相良村畜産振興会への補助金として35万円の増額補正を、82ページの農業経営基盤強化促進対策事業費の負担金、補助及び交付金で、農業機械等導入支援事業補助金として91万1,000円の増額補正を、農村総合整備事業費で、農業集落排水特別会計への繰出金として332万4,000円の増額補正を、多面的機能支払交付金事業費で、多面的機能支払交付金事業補助金

955万円の減額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では74万1,000円の減額補正ですが、商工費の商工総務費で、84ページの委託料で、オフィス系企業等誘致戦略策定業務委託料50万円の減額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では3,262万8,000円の増額補正ですが、土木管理費の土木総務費で、個人所有の住家及びブロック塀などの耐震関連事業補助金130万円の減額補正を、85ページの道路維持費で、村道維持補修費として100万円の増額補正を、道路新設改良費で、村道清流川辺川線FWD調査業務委託料のほか、2業務の委託料431万円の減額補正を、村道平原十島線道路改良工事のほか、3工事の工事請負費として3,492万5,000円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係は153万2,000円の減額補正ですが、86ページの消防費の消防総務費で、人吉下球磨消防組合への負担金として11万8,000円の増額補正を、都市防災総合推進事業費で、復興むらづくり計画策定業務委託料165万円の減額補正をお願いするものでございます。次に、教育費関係では4,922万8,000円の減額補正ですが、小学校費の学校管理費で、88ページの工事請負費で相良南小学校高学年トイレ改修工事費33万5,000円の減額補正を、給食管理費の共同調理場管理費で、91ページの需用費で、学校給食材料費として120万円の増額補正を、社会教育費の文化財保護費で、川村駅周辺保存整備工事設計業務委託料として100万円の増額補正を、集会施設整備費で、平原地区に計画してありますコミュニティ施設建設の年度内着工が見込めないため、関係経費5,104万円の減額補正を、92ページの保健体育費の体育施設費で、総合体育館2階玄関のタイル修繕費として57万5,000円の増額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、災害復旧費関係では35万2,000円の減額補正ですが、公共土木施設災害復旧費の道路災害復旧費で、令和2年発生の道路災害復旧事業に伴う補償金35万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。最後に、公債費については、871万8,000円の減額補正ですが、利率見直し再算定などに伴う元金の減額及び令和5年度までの完了事業における実際の借り入れ利率の確定に伴う利子の減額でございます。これらの歳出の財源といたしましては63ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、県支出金を減額し、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び村債をもって充てるものでございます。また、62ページの第2表、地方債補正におきまして、村道整備事業のほか、4事業の限度額の変更及び集会場整備事業の廃止についても併せてお願いするものでございます。以上、議案第66号についてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) すみません。タブレットを動くごととしてください。動くごと。

{「今、多分動いていると思います。」と、総務課長。}

ページ数が変わらんとたいね。ページ数が変わらないの。

○議長(黒木正照君) はい、ちょっと暫時休憩します。

○

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

○

○議長(黒木正照君) はい、休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を行います。8番議員。

○8番(小善満子君) はい。こっちに持ってけば変になるんですね。ちょっと来て。

○議長(黒木正照君) はい、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○

○議長(黒木正照君) はい、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○8番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) 質疑を行います。8番議員、どうぞ。

○8番(小善満子君) はい。8番議員、質問いたします。一般会計の補正ですが、歳入の8ページ。事業債の減ということで、2,450万円、廃止ということで減額しておりますが、これは先ほど説明がありましたように、平原地区の、年度内での施工が難しいという、この起債が廃止したというようなことですね。はい。どうしましょう。そういうことですね。

{「そうです。はい。」と、総務課長。}

次、いっていいですか。

{「はい、大丈夫です。」と、総務課長。}

次、いきます。今度は12ページ。……出てこんとたいね。12ページの16、2の1の総務費の補助金なんですが、3,428万2,000円の減額なんですね。これは豪雨被災者等支援交付金ということでなっておりますが、歳入……タブレットは駄目ですね。もう全然動きませんが。

○議長(黒木正照君) はい、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○

- 議長(黒木正照君) はい、休憩前に引き続き会議を開きます。8番議員、どうぞ。
- 8番(小善満子君) 3,428万2,000円の減額の歳入なんですが、これはどういうことで、その減額か。それは球磨川流域復興基金ということですが、これはどこが管理しているのかということをお尋ねします。
- 議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

- 総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。令和2年7月豪雨被災者支援の交付金、球磨川流域復興基金でございますが、今回3,428万2,000円の減額をさせていただいております。内訳につきましては、木造仮設住宅の利活用等支援事業、これが、平原地区で計画しているコミュニティ施設の建設に伴う交付金でございます。この内訳、この金額が2,528万2,000円の減額です。それと川辺川魅力創造事業、こちらのほうが950万円の減額。次は文化財保護費、川村駅周辺の保存整備工事の設計業務委託、これを計画しておりますが、これについてはプラスの50万円。トータルの3,428万2,000円の減額というところで、今回、計上しているところでございます。歳入の受入れにつきましては総務課のほうで管理しているところでございます。以上でございます。

- 8番(小善満子君) どこが管理。
- 総務課長(川邊俊二君) 総務課で歳入の受入れは管理しています。以上でございます。
- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) 次は歳出にいきまして、17ページ。いいですか。17ページ。私のは12ページになっとつとですよ。
- 議長(黒木正照君) 8番議員、ちょっとそのままにしといてください。
- 8番(小善満子君) になりました。はい。これの17ページが、非常勤職員報酬ということで、地域おこし協力隊員1人がマイナス、減額の180万なんですが、これは、今年も地域おこし協力隊員を募集したけれども、募集に応じる人が誰もいなかったというような結果で、このようにマイナスになったのでしょうか。お願いします。
- 議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

- 企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。議員おっしゃるとおり、募集をかけましたけれども、応募がなく、今現在も、次の応募にかけて準備を行っております。以上、お答えします。
- 8番(小善満子君) ちょっとそこにおいて。これについては募集したけども全然ゼロだったんですか。
- 企画商工課長(佐竹淑子君) はい、募集をかけましたけれど、ゼロでした。
- 8番(小善満子君) ゼロ、分かりました。

- 企画商工課長(佐竹淑子君) はい。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) はい。次は25ページ、これは扶助費なんですよ。扶助費の3、2、1、19の1の扶助費760万円。これは障害福祉サービス費ということでなっておりますが、これはどのような、障害福祉サービス費に使われる事業でしょうか。保健福祉課長、お願いします。
- 議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。
- 保健福祉課長(平川千春君) おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。こちらは障害児の相談支援や相談発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問等の事業の分となっております。こちらが令和5年度で月平均43件だったのが、令和6年度におきまして50件、7件ほど増えております。1件当たり、7万円ほどの支払いが発生しておりますので、実績見込みとして760万円増額をさせていただいております。以上、お答えいたします。
- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) 26ページと28ページは関係がありますので。これは繰出金なんですよ。簡易水道特別会計に363万7,000円繰り出し、それから農業集落排水特別会計に332万4,000円繰り出しているんですが、このことについては、いつまでもこれは一般会計同士だから、令和6年度まではこれでいいんですが、来年からは公営企業になりますね。そうした場合、先のことですが、もしこのように一般会計から繰り出す場合は、向こうのほうは、借入として、繰り出してお金を受け入れることになるのでしょうか。借入として。はい。
- 議長(黒木正照君) はい、建設課長。
{「はい。」と、建設課長。}
- 建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。来年度から公営企業会計に移行した後は、今までの特別会計への一般会計からの繰入金につきましては補助金として受け入れまして、それについては適正に、2年目以降になりますけど、基金等に積み立て等を行いまして、適正な事業を経営していくということになります。以上でございます。
- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) 同じページなんですけど、5、1、23、18の2の補助金。マイナスの955万円、多面的機能支払交付金事業補助金なんですけど、このように955万円も減額するということは、どういう理由で減額でしょうか。担当課長、お願いいたします。
- 議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。
{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) おはようございます。農林振興課長、お答えいたします。多面的機能支払交付金事業補助金の955万円の減額の分なんですけど、この分は、多面的機能支払の補助金といいますのが、農地保全活動に対しての国が助成する補助金となりまして、今回950万円ほどの減額になったのは柳瀬基盤整備、今、入っておりますけど、その分の整備地区の面積、農地の面積の減によりまして減額ということになっております。以上、お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) これで質問を終わります。

○議長(黒木正照君) はい。ほかにご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、西本です。お尋ねします。ページは12ページですよ。だったと思う。8番議員も今、直前にお尋ねになりました。農林水産業費補助金で、多面的機能のところですよ。私もこれお尋ねしようと思っていたんですけど、課長答弁なさいました柳瀬の事業なんかが事業ができなくなったから、これだけの巨額、709万円の減額になったということでした。果たして、まだ年度末するまでに、早くこれだけ減額するのもどうかと思いつつお尋ねするわけですけど、多面的事業というのは昔の農地水ですよ。各いろんな係、何とか係とかって、その何とか係ごとにある、水路の補修とか草払いとか、そういう除草を含めてやるし、12月にもそういう作業する地区があるかと思いつつですけど、その辺の予算については、今後そういう事業が展開されるということで、その予算について確保されてるわけですか。ということはまだ、今までその事業したところについては、事業の実績があつたりがあつて、それについて補助金をお支払いなさるということですね。あくまでもこの減額の金額というのは、柳瀬地区でそういう事業が中心だったから減額ということで、まだこの補助金の予算については、まだプールされて、今後、事業年度末まで事業することについては補助をしていくということですね。もう1つ加えて、この事業以外、この減額については、そういう申請がなかったから減額するかなというちょっとうがった考えでお尋ねするところですけど、今後、いろんな各係によって事業したいところがありますもんで、私、それは会議の折に、事業計画の中に、どこにどの作業をするかということで、会議で諮られた挙句の申請だと思ってるんですよ。そこについて、今後も予算の次第では、そういうことを、またここも採用していいよということで会議等でやって、予算の減額にならないように目いっぱい補助として使ってもらえば、各係もいっぱいそういう事業したいというのを抱えておりますもんで、そういうのもオープンにもっともっと、減額じゃなくて出して、これが中止になったからそっちで使いなっせ、水路補修にしても草払いにしても、もっともっとするところあるだろう

かということと、この方法をまた、これを単に減額なさらずにという方法論はお考えになりませんか。どうでしょうか。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。ただいまのご質問の件なのですが、多面的機能支払交付金といいますのは、先ほども申し上げましたが、農地の保全の活動に関しての補助金ということで、今度の大きな減額というのも、全体的に農地、どうしても農地の面積に係数を掛けて補助金の算定をする部分がございますので、その分で、今度の基盤整備に関しての農地の部分を、農地面積減額、減った分を減額するという事は、ちょっと致し方ないことかなと考えております。今、ご質問の件で、今年度の事業の分は大丈夫かというご質問の件ですけども、今年度の事業の分に関しましては、もう予算のほうは確保しておりますので、事業活動に関しては何ら問題もないというふうに考えております。今後の事業展開にしましても、保全活動に必要な予算要求というものは、今後も適正に行っていきたいと考えているところです。以上、お答えいたします。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) はい。分かりました。これで私の質問を終わります。

○議長(黒木正照君) はい。ほかにご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 大分、先に質疑されましたので、残りをシンプルに聞きたいと思っております。まずは、通しで79ページのところに、これは扶助費で850万円、児童手当入っておりますけど、これちょっと詳細に説明していただけますか。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。児童手当法の改正がありまして、令和6年10月から、今までは第三子以降、小学生まで1万5,000円だったのが3万円に増額になっております。高校生におきましても、今までは高校生のほう、児童手当のほうは支給なかったんですが、1万円ということで支給されることになっております。それと所得制限のほうは今までありまして、所得限度額以上の方は一人当たり5,000円、所得限度額以上につきましては支給対象外となっておりましたが、そちらの方につきましても所得制限なしということで、それぞれ1子、0歳から2歳までは1万5,000円、第三子以降は3万円というふうに増額されております。こちらにつきましては、令和6年の12月から実際は支給開始ということになります。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。分かりました。それで、通しで81ページの、金額は補助金、畜産業費で、相良村畜産振興会補助金35万円というのは、これは、なんかなこれ、なんかいろいろ防疫関係のなんかあれなんですかね。ちょっとそここのところ、簡単に説明してください。

○議長(黒木正照君) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。先ほどの畜産振興会補助金の35万円の分の増額の分なんですけど、この分は、現在、ランピースキン病、牛のウイルスの病原菌のほうなんですけども、これが福岡県を經由して、今、もともと韓国からの発祥だったらしいんですが、県内でも福岡経由で入ってきて確認がされたということで、防疫対策費としまして、この振興会のほうに、消毒のマットや殺虫剤を購入するための費用としまして補助金を出すものでございます。不足分に関しての助成となりますので、振興会からも支出を、この防疫費に対してはしております。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、本当、畜産農家にとって防疫というのは、これもう時代的に大事なもので、白い石灰というか、あれ撒いてあった、あれをマットにするということの理解でよかですか。全畜産農家を対象ということですね、この金額で。ほぼ。

{「そうですね、はい。」と、農林振興課長。}

はい。各戸にですね。はい。以上、分かりました。それでもう1件。通しページで82ページ。次のページで、これは温泉施設管理費委託料で80万1,000円の支障木伐採業務委託というのがありますけど、大体どういった支障木伐採を考慮しておられるかですね。結構、駐車場あたりの木を伐採された時には非常に批判もあったし、ある程度、木が生えてたほうが景観的にいいもんで、支障木は支障木でしょうけど、どういった事業からちょっと説明願います。

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○4番(徳田正臣君) こっちたいな。すみません。はい。企画商工課やった。

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。茶湯里の敷地、主にログハウスの先の大木のほうが、隣の農地だったり、ログハウスにかかって腐食するとか支障をきたしておりますので、そちらの支障木を伐採する予定としております。以上です。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) ログハウスのところ。

{「ログハウスの奥のほう。」と、企画商工課長。}

奥のほう、ログハウスのところに木、生えてる木を皆伐するというわけじゃな
かっですね。はい、分かりました。一応心配だったもんですから。企画商工課ですね、
ついこっち見て言いましたんで、はい、以上です。

○議長(黒木正照君) はい、ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑な
しと認めます。これで質疑を終わります。ここで10分間、暫時休憩といたします。
再開は11時5分とします。



休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分



日程第14から日程第18 議案第67号から議案第71号

○議長(黒木正照君) 休憩前に続き、会議を開きます。次に、日程第14、議案第67
号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号から、日程第18、議案
第71号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までを一括議題
とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第67号、令和6年度相良村国民健康保険特別会
計補正予算第3号から、議案第71号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補
正予算第2号について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第67号、令和6
年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。今回
の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,168万7,000円とするものでございま
す。補正の内容としましては99ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申
し上げます。まず、歳出につきましては、102ページの保険給付費の高額療養費で、
増加が見込まれる高額療養費として200万円の増額補正を、国民健康保険事業費納付
金の医療給付費分で、実績額が確定しました医療給付費分322万2,000円の減額補正
を、103ページの介護納付金分で、実績額が確定しました介護納付金分として54万
9,000円の減額補正を、諸支出金の償還金及び還付加算金で、償還額が確定しました
熊本県への特別交付金返還金として141万3,000円の増額補正などをお願いするもの
が主なものでございます。歳入につきましては101ページに計上しておりますが、繰
越金をもって充てるものでございます。次に、議案第68号、令和6年度相良村簡易
水道特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳
入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ1億5,155万5,000円とするものでございます。補正の内容としましては109ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、112ページの総務費の一般管理費で、議案第64号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえた職員給与の補正のほか、消費税及び地方消費税として105万円の増額補正を、簡易水道事業費の施設管理費で、施設電気料として197万円、機械類及び管路等修繕料として50万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては111ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金をもって充てるものでございます。次に、議案第69号、令和6年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,663万4,000円とするものでございます。補正の内容としましては118ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、121ページの総務管理費の一般管理費で、議案第64号、相良村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえた職員給与の補正のほか、農業集落排水事業費の施設管理費で、施設電気料等として300万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては120ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金をもって充てるものでございます。次に、議案第70号、令和6年度相良村介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,634万5,000円とするものでございます。補正の内容としましては127ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては、130ページの保健給付費の介護サービス等諸費で、増加が見込まれます施設介護サービス費の給付負担金として1,000万円の増額補正を、居宅介護サービス計画給付費で、増加が見込まれます居宅介護サービス計画給付負担金として100万円の増額補正を、介護予防サービス等諸費で、増加が見込まれます介護予防サービス給付費として100万円の増額補正を、131ページの特定入所者介護サービス等費及び高額介護サービス等費について、それぞれサービス費の増加が見込まれますので、各100万円の増額補正などをお願いするのが主なものでございます。歳入につきましては129ページに計上しておりますが、繰入金を減額し、繰越金をもって充てるものでございます。最後に、議案第71号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,531万7,000円とするものでございます。補正の内容としましては137ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては140ページの後期高齢者医療広域連合納付金で、減額が見込まれる基盤安定負担金182万6,000円の減

額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 139 ページに計上しておりますが、繰入金を減額するものでございます。以上、議案第 67 号から議案第 71 号までを一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 19 議案第 72 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 19、議案第 72 号、権利の放棄についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 72 号、権利の放棄についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定によりまして、次のとおり村が有する権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。放棄する権利の内容は、相良村普通財産貸付条例に基づく、旧生涯学習センター施設及び土地の貸付料の支払い請求権でございます。放棄する貸付料の額は、建物貸付料 162 万 8,688 円、土地貸付料 32 万 4,492 円、合計 195 万 3,180 円でございます。権利放棄の理由につきましては、当該施設等の貸付期間中におきまして、新型コロナウイルスが蔓延し緊急事態宣言が発令されるなど、借受人の責めに帰さない事由により施設等を使用できなかったためでございます。また、参考といたしまして、権利放棄を行う金額等の内訳及び契約書の写しを添付しております。以上、議案第 72 号についてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{1 番議員、挙手。}

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

1 番議員。

{「はい。」と、1 番議員。}

○1 番(川邊一徳君) 1 番、川邊です。質疑いたします。この株式会社肥後相良ファームなんですけれども、いつ頃から本村において開業されたのか。まず、この 1 点についてお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。この事業者が本村で操業開始

というのが、まず、工場の竣工日が、平成26年3月29日に工場のほうが竣工しておりますので、この日から操業開始というところで捉えているところでございます。以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい、平成26年3月29日から平成30年12月15日までが無償貸付期間ということの理解でよろしいですか。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。無償貸付期間におきましては、工場の建設の期間も含めまして、平成25年12月16日から平成30年12月15日までを無償期間というところで当初の契約を行っているところでございます。以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) この無償貸付期間が終わってから、その後の有償貸付期間について、今回、出されているわけですが、この説明を議会においていただいております。その中で、いろいろ職員の方にはご苦労されて、やっとここまで来れたのかなというところで思っております。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、大きく3点ほどちょっとお尋ねしたい、質疑したいと思っております。まず、ちょっと形式的な場面として、地方自治法第96条第1項第10号の規定で権利の放棄という規定、内容、これも議会の議決を経なければいけないという内容であります。まず、小さなことかもしれないですけど、まず、権利の放棄というこのタイトルではなくて、権利の放棄という地方自治法の規定はありますが、これ包括的、一般的な内容であって、権利の放棄でなくて、マスコミとか経済用語では債権の放棄、民法的にはご存じのとおり債務の免除ということになっておりますけど、債務の免除ないしは債権の放棄というタイトルでよかったかなという気がいたすところでありまして。まずは、それともう1つは、これ住所、相手方が四浦東3,212番地となっておりますけど、これは今の田代の所の住所ですかね。今これは、住所というのは、商業登記をしたかどうかちょっと分かりませんが、実質的な本店というのは、本社機能というのはあさぎり町にあるということを知ってたわけですが、この契約書に相良の住所が書いてありますけども、これでよかったのかなということ。この2点をまずお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、権利の放棄よりも債権の放棄というところで、私たちもちょっとそこで悩んだんですが、一応、自治法上は権利の放棄という表現がしてありました。その中で、放棄する権利の内容というところで、支払請求権というところで、ここが出てくるので、一応、内容的には債権の放棄というところで捉えていただければというふうに考えているところでございます。また、相手方の地番なんですけども、私たちのほうで把握している法人登記の住所が、この住所でございましたので、この住所を記載をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、権利の放棄か、債務放棄か、債権放棄かということについては分かりました。この契約書の住所については、ちょっと検討が必要だったかなという感じがいたします。法的に見た場合に。それと今度は実質的な話としての内容ですけども、この議案第72号のほうには、地方自治法によると、放棄の内容というのを明確にしなければいけないというふうになっていると思いますが、次の議案第72号の資料のほうには、要するに放棄期間も含めて明細書いてありますけども、本来であるならば、この記のところに、これはもっと放棄の期間というのを明確にすべきではなかったかなという感じがいたします。あくまでも資料は資料、添付書類的なものでありますので、そここのところを言ったところではありますが、あと契約書を見ると、契約期間というのは平成30年12月16日から令和5年12月15日までの5か年ということになっておりますけども、契約日を見ますと令和6年11月27日になっております。これ契約期間を徒過しているわけですね。経過しているわけではありますが、この契約日をこの日付にした理由というのがあるかと思っておりますけども、この理由についてお尋ねいたします。それともう1点、免除の理由として、要するに新型コロナウイルスということで、責めに帰すべき事由がない、帰責事由がないということではありますが、帰責事由というのは大規模災害とか、いろんなパンデミック的なこともあって、コロナがそれに該当するかどうかというのは、これはもう、おそらく議論があるところだと思うんです。でもそれはさておいて、帰責性を認める、その根拠ですね。要するに5か年、5か年の契約の中で、令和2年、3年分というか、2か年の、この2年分を帰責事由がないということで免除した、客観的な根拠というのがあるのかないのか。ただ何となくこの2年にしたのか、あるいは客観的な根拠があるならば、それをちょっとお示しいただきたいということでもあります。それと、これは5か年での総額をもし払っていただくとしたら、この資料にありますように493万7,730円になるわけですかね。はい。になる計算だと思うんですよ。建物、土地の貸付料、この金額と

いうのは、その2年間分が195万3,180円になっているわけでありますが、先ほど言いました契約日が令和6年11月27日であるならば、これ支払ってないわけですよね。今だに。ですから権利の放棄、ないしは免除ということになるわけですが、であるならば、この11月の、令和6年の11月27日段階では、本来ならば遅延損害金が生じてるはず。遅延損害金については、これカウントされてない、計算されてない。それについてはどういった考え方だったのかということをお尋ねします。以上、4点かな、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず、契約日について。契約日につきましては、契約書の写し、添付しておりますけれども、令和6年11月27日と。この日にしたのが、この日に先方から契約書が届きまして、双方合意のもと契約を行ったというところでございます。ただ、契約書の一番頭書きのところなんですけれども、私どもが、ここでちょっと悩んだところあるんですが、遡及して契約するのか、それとも現在のところで契約するかということで、この場合は現在のところで契約をさせていただいたところでございます。契約書の頭の部分ですけれども、なお書きで一文入れさせていただいております。本契約は契約締結日にかかわらず、平成30年12月26日に遡って効力を生じることとするというところで、いろんなところを調べまして、この文言を入れることによって賃貸借期間についての確保を行ったところでございます。2つ目です。今回、2年間の債権放棄というところで、その根拠となるところがございますが、まず、緊急事態宣言が発令されていましてのが令和2年4月7日です。16日から全国一律で、拡大して緊急事態宣言が発令されました。その後、第2回、第3回、第4回と、最後の緊急事態宣言の期日が令和3年の9月30日というところございました。そのほかに、まん延防止等重点措置というのがとられております。本県におきましては、令和3年5月16日が第1回目。次は令和3年8月8日から同年の3月21日までが、まん延防止重点措置として発令されたところがございます。その間、熊本県緊急事態宣言というのが令和3年1月13日から発令がされているところがございます。こういった緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令されまして、新型コロナウイルスにつきましては、感染拡大を抑え込むという対策が行われましたので、この期間については、借受の責めに期さないというところで本村としては判断したところがございます。続きまして、次が、すみません……

○4番(徳田正臣君) 遅延損害金。

○総務課長(川邊俊二君) 遅延損害金については、今回、設けておりません。これにつきましても双方同意のもと、いろんな、どこまで払ってもらうかという協議はやったんですけども、最終的には、先方の、施設を使っていないというところもあったんで

すが、今回については、期間中によってコロナ蔓延防止等々もございましたというところで、債権の放棄と合わせまして遅延損害金については、求めないというところで考えているところでございます。以上だったですかね。

○4番(徳田正臣君) かな。

○総務課長(川邊俊二君) 以上でございます。

○4番(徳田正臣君) その期間を頭に入れなかったっていうのは最初に説明されたよな。

{「はい。」と、総務課長。}

よかです。はい。はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。総務課長から丁寧に説明していただきました。それについては、質疑としては分かりましたが、契約日に関して言ったらならば、これは別に、もう期間を経過してるので、この日付で契約する意味は、契約書、私的自治の内容からすると問題ないので、遡った形でも別に問題なかったと思うんですよね。それはそれでいいです。これがいけないというわけではないですから。結果的に。でも、契約書として、これ全体で見た場合には、この契約書おかしいと。何のために契約するかという趣旨を考えれば、もうとっくに1年過ぎてるのに、令和6年11月27日の契約でというのは、これは意味がないわけでありまして、はい。何か村長、あるならば、答弁なさってもよろしいですし、

{「はい、私ですか。」と、村長。}

はい、

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、総務課長が詳細について、権利の放棄等も説明しましたが、先方の言い分もあります。こちらはこの条例等にとり、4番議員は法律はお詳しいでしょうが、こちらはこちらで、もう誘致されて10年が経っております。よって、その中でコロナの期間はすると。それと書類をしてみますと、その平成27年かな、その時に契約がされてなかったということで、向こうはそれを盾に、また言ってきたもんですから、それじゃ、これはおかしいんじゃないかということで協議して、よって、遡ってやるような対策をとったわけです。よって、当時にその契約書がぴしゃっとしてなかったということが基本ですが、お互い、企業の方も大変ですので、こちらと協議して、こういうふうな対策を取らせていただきました。また、コロナ以外については、後で8番議員も、明日でも一般質問されますが、請求はして、それも合意はしております。以上で、業者の方がもう撤退されるということですので、お互いちゃんとするべきことはするということで、今、事務を進めております。以上でございます。

- 4番(徳田正臣君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、4番議員。
- 4番(徳田正臣君) はい。村長からご丁寧に答弁いただきましたけど、契約関係というのは、法律上は法定更新ができるわけなんで、そういったことを、今までも、前村長の場合も契約書がないというのはいっぱいありました。契約書、現契約を作るべきであっても現契約自体がないという契約書もいっぱいありまして、現契約がないという契約は、少なくとも私が現職の時にはありませんでした。法定更新があるので一切問題ない。それを質疑の中で答弁するべきだったか、それなりの言い訳的なこと言われるのが、ちょっと場面が違ったかなと思っているところであります。はい。質疑に対して答弁していただければいいわけでありまして。次にいきます。それで、残りの5年間のうちの残りの分というのは、これまだ弁済されてないということでしたっけ。ちょっと私のほうも記憶しておりませんので、これ今から請求していくということですかね。もちろん状況ですれば。それともう1件。議会が議決したとして、今後はどういった形でこれを処理していくかというやり方があると思うんですね。それについてお尋ねいたします。
- 議長(黒木正照君) はい、総務課長。
- {「はい。」と、総務課長。}
- 総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。今回の契約の契約期間以降につきましては、以前、議会のほうでもご説明いたしまして、撤退する意向があるというところのお話がありました。先方からも、もう使わないというところ。ただ、その機械等の処分に国の協議だとか、その分の期間を要しますので、そこは貸付けはしないんですけども、機械のほうは残置させてもらうというところで、こちらのほうからはそれを承認したというところがございます。今後の予定につきましては、明日の一般質問もございますけれども、速やかに先方のほうに、この債権放棄以外の金額について貸付料を支払っていただくという流れになってございます。以上でございます。
- 4番(徳田正臣君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) もう3回、終わりました。
- 4番(徳田正臣君) さっき8番議員の時には何回もされましたんで、ほかに質疑なければもう1つ、これで終わりますんで……
- 議長(黒木正照君) できません。
- 4番(徳田正臣君) はい、できるだけ議員の……
- 議長(黒木正照君) 朝お願いしたとおりです。
- 4番(徳田正臣君) いや、だから8番議員は何回、質疑されました。
- 議長(黒木正照君) あれは1項目に対してです。
- 4番(徳田正臣君) だから、もう1回。議長、できるだけ議員の発言は同じ議員仲間として

- 議長(黒木正照君) だめです。
- 4番(徳田正臣君) 発言させてください。
- 議長(黒木正照君) 毎回、4番議員はそうなんですよ。
- 4番(徳田正臣君) 発言を認めさせて、もう終わり、簡単なことです。簡単なことです。
- 議長(黒木正照君) 毎回そうです。
- 4番(徳田正臣君) 毎回ってどうか、できるだけ議案、質疑とか討論ってというのは議会の活性化のためにして、させていただけなければいけないんじゃないですか。もうすぐ終わりますから。議長。こうやってしゃべっている間にもう終わりますよ。よろしくをお願いします。議長。
- 議長(黒木正照君) 今後は絶対認めませんので、最後、簡単に1個だけどうぞ。
- 4番(徳田正臣君) いや、もうあんまり制限しないでください。できるだけ議会の活性化をお願いします。それで、
- 議長(黒木正照君) その前に決まりを守ってください。
- 4番(徳田正臣君) それで、今後の手続きというのは、結局はご存じのとおり、債権の放棄というのは、これは単独行為で形成権と言われてるものなので、別に契約する必要はないですが、相手方のことを考えたら、これは決議書、決議した書面の謄本なり内容証明郵便ということできっちりと処理をしていくという方向にあるわけですよ。はい。以上です。はい。終わります。
- 議長(黒木正照君) 皆さん方に申し上げます。今朝、皆さんにお願いしたとおりですね、質疑、質問、1項目につき3回までというふうにしてありますので、それを今後、守っていただきますようによろしくをお願いします。
- {「議長、・・・こういった形でカウントするかにもよるし、」と、4番議員。}
- はい。
- {「8番議員は、3回では済まなかったですよ。」と、4番議員。}
- はい、ほかにご質疑
- {「・・・。」と、4番議員。}
- {「・・・。」と、8番議員。}
- ちょっと、静かにしてください。
- {「ダメ、・・・。」と、8番議員。}
- 静かに、
- {「議員が・・・。」と、4番議員。}
- 静かに、
- {「議長、・・・。」と、4番議員。}
- {「議長、・・・。」と、6番議員。}
- ほかにご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

{「議長、・・・。」と、4番議員。}

8番議員。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、どうぞ。

{「全く・・・やんもんな・・・。」と、4番議員。}

いや、だから、今までさせてきたでしょう。

{「いや、分かってない、議長。」と、4番議員。}

{「質問は3回って言ったっでしょう。」と、呼ぶ者あり。}

○8番(小善満子君) 4番議員、4番議員、黙って。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

黙れ。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

あ、すみません。8番議員、質問いたします。

{「・・・混乱するんですよ。」と、4番議員。}

○議長(黒木正照君) 静かに。

{「議長。」と、4番議員。}

静かに。

{「だから、分かってくださいよ。8番議員・・・。」と、4番議員。}

暫時休憩、暫時休憩します。



休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 38 分



○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。8番議員、どうぞ。

○8番(小善満子君) はい、質問いたします。この件につきましては、村有財産賃貸借契約書というのが令和6年11月27日付で契約されております。このことについて、私は非常におかしく思うんですね。大体、前の村長が、これを持ってきた時の、会社との調印式もありましたね。その調印式の後に、あそこを貸すというようなことになりましたらですね、その当時、このような賃貸契約がきちとなさされていなくちゃいけなかったんですけども、今、このようなことを遡ってしたということを説明も受けましたけれども、本当に前の村長が何をこのようなことを怠っていたのかというところ、もう疑問でなりません。

{「それって質疑ですか。」と、4番議員。}

だから私はですね……黙れ。そういうようなことで……

{「・・・質疑でしょ。」と、4番議員。}

{「・・・質疑でしょ。」と、6番議員。}

そのことについてでしょ。

○議長(黒木正照君) 質疑です。どうぞ。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

6番、4番議員、静かに。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○8番(小善満子君) 黙ってくださいよ。

○議長(黒木正照君) 8番議員、どうぞ続けてください、

○8番(小善満子君) 黙ってくださいよ。

○議長(黒木正照君) もういいって、静かにしてくださいよ。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

4番議員。

○8番(小善満子君) あなたは何者。

○議長(黒木正照君) どうぞ、8番議員。

○8番(小善満子君) はい。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○議長(黒木正照君) もう気にせず続けてください。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○8番(小善満子君) そういうようなことで、私はもう常日頃、これを見て、その当時してなかったのだなということで感じた次第でございます。私が質問するのは、この種類なんですけど、このときは体育館となっておりますね。そしたらその前の、やはり権利の放棄のところには、旧生涯学習センター施設となっておりますので、この生涯学習センター施設が、体育館というようなことに変更されたのは、いつ頃なったんでしょうか。教育委員会、分かります。いつその名称が変わったのか。分からなければもういいですよ。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、いいですか。

{「はい。」と、村長。}

はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 誘致企業として企業がこられた時に、そのまま生涯学習センターでは、生涯学習センターにそういう施設を造るということでは、ちょっと困るということで、その時にまた財政的、教育委員会管轄だったんですね、生涯学習センター。それを施設に貸される場合、村の財産として管財のほうがしっかりするというので、また体育館に変更をしたという経緯があるようです。以上です。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 分かりました。そしたらやはりその当時、そういうようなこともやはり怠っていたというようなことですね。私は、それと同時に、この期間ですが、ほとんど会社は営業をしてなかったと思うんですよ。あそこの場所を使ってですね。それなのに、放棄の理由ということで、建物及び土地の貸付料ということで、新型コロナウイルスが蔓延し、緊急事態が宣言されたためと、このように免除するところを書いていおりますが、私は、コロナが発生しようが発生するまいが、あそこはその以前からもう休眠状態だったんですね。だけどそこまでを、会社のこと、会社のために、そこまで相良村が犠牲にならなくちゃいけないかなと思って、考えておりますが、これはまた一般質問でも詳しく言いますので、私、20でも30でも質問したいと思えますから、このことについてはですね。なぜこのコロナウイルス、この関係なくて、その前からずっと休眠状態の会社のことを、ここの部分は除かなくちゃいけなかったかということをお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。確かに当事業者につきましては、今回提案しました期間以前から休止状態というのは存じておりました。今回につきましては、先ほど申し上げましたとおり、そのコロナとして借用者の責めに帰さない期間、2年間のみだけを債権放棄させていただいて、ほかの期間は操業されておりますけれども、借用しているところで使用料のほうを支払っていただくという形を取らせていただくところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 私の質問はこれで終わります。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第20 議案第73号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第20、議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。今回の事務の変更及び規約の一部変更は、熊本県市町村総合事務組合で共同処理する事務のうち、交通災害事務について、令和7年3月31日付けをもって山鹿市が脱退することに伴い、規約の一部を変更するものでございます。本件が、地方自治法第290条の

規定により、議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。以上、議案第 73 号につきましてご説明いたしました。内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 73 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 73 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{ 賛成者起立 }

起立全員です。したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。



日程第 2 1 議案第 7 4 号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第 21、議案第 74 号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第 74 号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。今回の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更は、人吉球磨広域行政組合で共同処理する事務のうち、広域にわたる総合的な計画の策定並びに広域行政事務の実施及び連絡調整に関する事務及びこれらの計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動に基づき行う地域活性化、高度情報化及び知的活動環境の向上に関する事務、並びにふるさと市町村圏基金について、関係する事務及び基金の管理、運用が終了したことから、規約の一部を変更するものであります。本件が、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。以上、議案第 74 号につきましてご説明いたしました。内容をご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 74 号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 74 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。



日程第 22 委員会付託

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 22、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています議案第 56 号から議案第 72 号は、配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午前 11 時 50 分